

住宅確保要配慮者支援について

住宅確保要配慮者支援事業とは

独居高齢者や障がい者、生活困窮の方など、賃貸住宅契約時に求められる保証を熊本市社会福祉協議会が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行う事業です。



事業の内容

この事業は、入居されてから退去されるまでの安心を支えていきますので、入居前に、以下の内容すべての保証委託と事務委任契約を結んでいただきます。
なお、遺言がある場合はそれを優先します。

身元保証

賃貸借契約時の連絡先、入居後の見守り体制の構築と生活相談

滞納家賃保証

滞納家賃の立替えと求償

原状回復保証

敷金を超えた分の修繕費等を保証、残置物処理費を保証

死後事務保証

葬儀執行、家財等の片付け、遺産の整理、各種手続きの代行

※保証の範囲内で行います。

利用料

| 内容 | 金額 |
|-----------|---------------------|
| 加入料(2年ごと) | 20,000円 |
| 滞納家賃保証料 | 家賃の50%(最低金額20,000円) |
| | 2年目以降(年額10,000円) |
| 利用料(毎月) | 2,000円 |

※利用料は、保険会社との契約料や事業運営に充当いたします。



お問い合わせ先

熊本市社会福祉協議会[総合相談センター]

TEL 096-288-2742

[受付時間] 月曜～金曜 午前9時～午後4時

ご入居までの流れ



お問い合わせ

利用申し込み

不動産会社と調整

不動産会社・家主の審査 ⇒ 承認

本会の審査会(月1回開催) ⇒ 承認

相談者などへ審査会結果の連絡

保証委託などの契約

加入料などを本会へ支払い

利用登録完了

入居申し込みをしたことを本会へ連絡

賃貸借契約書を交わす

本会へ利用料の支払い

保証契約内容確認書(2通)を不動産会社へ

賃貸借契約書のコピー及び保証契約内容
確認書(1通)を本会へ提出 ※各々で保管

入居手続き完了・かぎ渡し



福祉の窓口・相談者・不動産会社

社会福祉協議会